

【千葉市】令和8年度带状疱疹予防接種 (定期接種・任意接種助成)のご案内

＜対象となる方＞ 定期接種・任意接種助成ともに千葉市民で以下の要件を満たす方。

注意! 公費・自費にかかわらず生ワクチン1回又は不活化ワクチン2回の接種を終えている方は、定期接種・任意接種助成の対象になりません。

- 【定期接種】(1) 令和8年度中に65歳以上5歳刻みの年齢(65、70、75、80、85、90、95、100歳)になる方
 ※実施期間中であれば、誕生日の前でも対象になります。
- (2) 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害1級の障害を有する方
 ※満年齢で対象になります。(60歳の誕生日前日から対象です。)
 ※高齢者インフルエンザ等と異なり、心臓、じん臓、呼吸器機能に障害を有する方であっても、定期接種の対象となりません。

- 【任意接種助成】 接種日時点において50歳以上で、定期接種対象外の方。
 ※満年齢で対象になります。(50歳の誕生日前日から対象です。)
 ※定期接種の対象者は、任意接種助成の対象となりません。

＜自己負担免除対象者及び自己負担金(税込)＞ 任意接種助成には自己負担免除はありません。

	自己負担区分	対象者	生ワクチン	不活化ワクチン*
定期接種	自己負担あり	下記以外の者	4,000円/回	10,000円/回
	一部免除(半額)	市民税非課税世帯に属する者 (介護保険料段階第1～3段階の者に限る)	2,000円/回	5,000円/回
	全額免除	生活活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者	—	—
任意接種助成	自己負担あり (免除なし)	任意接種助成の対象者全員	医療機関が定める接種費用から市助成額(2,000円/回)を差し引いた額	医療機関が定める接種費用から市助成額(5,000円/回)を差し引いた額

※ 不活化ワクチンは2か月の間隔を置いて2回接種が必要です。

＜接種方法＞

事前に市内協力医療機関(別紙)へ予約の上、予防接種を受けてください。

＜接種当日の持ち物＞

- ・住所と年齢のわかるもの(マイナンバーカードや資格確認書等)
 - ・予診票(市内協力医療機関には備付けがあります)
- ※自己負担が(一部)免除される方は、接種当日に確認書類(裏面参照)を医療機関に提出してください。

※県内他市の協力医療機関で定期接種を受ける場合は、千葉市の予診票が必要となります(任意接種助成は、市内協力医療機関でのみ接種が可能です)。

＜注意事項＞

- ・接種を受ける前に、ワクチンの効果や副反応について医師から説明を受けてください。
- ・予診票は、市内協力医療機関、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市民センター等にありま。医療政策課ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・その他ご不明な点については、ホームページをご覧くださいか、下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

千葉市役所コールセンター

午前8時30分～午後6時 土祝休日(日曜は除く)・年末年始は午後5時まで

千葉市 带状疱疹予防接種



☎043-245-4894

【担当課】医療政策課

<自己負担金が免除される方と確認書類> ※定期接種の方のみ（任意接種は免除なし）

自己負担区分	自己負担金が免除される方	確認書類
一部免除 (半額)	(1) 市民税非課税世帯の方 (介護保険料段階が 第1段階～第3段階 の方に限る。)	(下記の①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※上記①②の中にある、「介護保険料算定の基礎」(写) ③ 予防接種自己負担免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要です。
全額免除	(2) 生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
	(3) 中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(下記の①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

* 確認書類は、**接種当日に予診票と一緒に**医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担免除とはなりませんので、ご注意ください。

* 介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

* 自己負担金が免除される方で、65歳未満の方（<対象となる方>【定期接種】（2）の方のみ）や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていないなど、お手元がない場合は、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中（1）③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付書類を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、医療政策課（TEL：043-238-9941）までお問い合わせください。

医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度（土祝休日・年末年始を除く）かかりますので、余裕をもって申請してください。

* 所得証明書（(非)課税証明書）は自己負担金免除の確認書類にはなりません。

<介護保険料決定通知書の確認点>

直近のものであること

介護保険料決定通知書は、65歳以上の方を対象に毎年6月中旬に送付されます。新しい通知書が本人の手元に届いていない6月中旬までの接種には、前年度（令和7年度）の通知書を確認資料としてください。

令和●年度 介護保険料算定の基礎（市民税課税状況に基づき保険料は算定）

被保険者氏名	
被保険者番号	

算定 根拠	あなたの市民税課税状況	
	世帯の市民税課税状況	
	あなたの課税年金収入額	
	あなたの合計所得金額※	

※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定 根拠	保険料段階	年間保険料額(円)①	月数②	保険料額(円)①÷12×②

【賦課根拠】 介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例

【賦課期日】 4月1日（介護保険法第130条）

【月賦賦課について】

年度途中で65歳になった方や転入・転出・死亡した方の保険料は、資格を取得した月から、当該年度末（3月）、または資格を喪失（転出・死亡）した月の前月までの月数に応じて計算します。（千葉市介護保険条例第5条）

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別年間保険料額}}{12 \text{ か月}} \times \text{資格を取得した月から当該年度末（3月）または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。

保険料段階が第1段階～第3段階の方は定期接種の自己負担金が一部免除されます。